

<沖縄県制度提言概要説明資料>

政策分野 産業振興

【観光・情報・金融・産業・公庫・雇用等】

平成22年12月



沖縄県

目次

I	これまでの沖縄振興開発及び産業の振興	1
II	沖縄県の産業構造と県民所得水準	2
III	経済合理的に不利な競争条件	3
IV	2020年の沖縄の産業振興イメージ	4
V	新たな産業振興制度について	5
第1	観光関連制度	6
第2	情報通信関連制度	13
第3	金融業務特別地区制度	17
第4	産業振興地域制度(旧「産業高度化地域制度」)	19
第5	産業基盤関連制度(電気安定供給支援制度)	21
第6	中小企業振興関連制度	24
第7	沖縄振興開発金融公庫の存続	26
第8	雇用関連制度	27

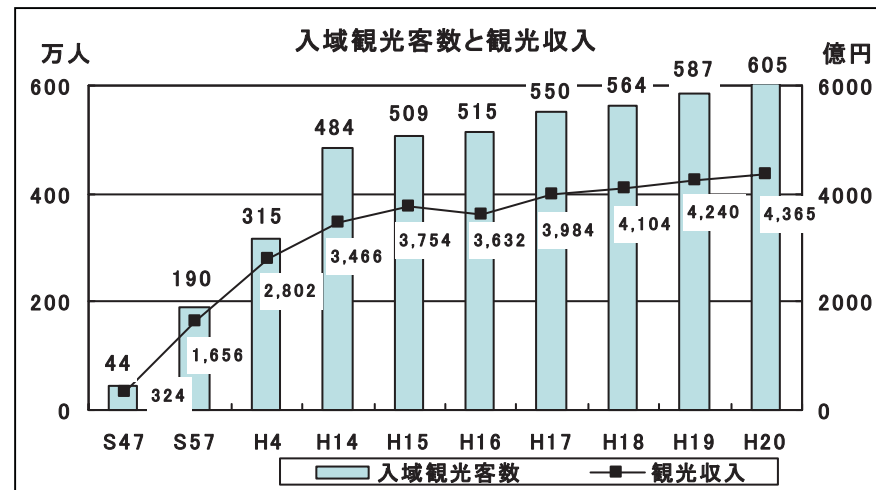
I これまでの沖縄振興開発及び産業の振興

沖縄振興開発計画
(第1次～第3次)

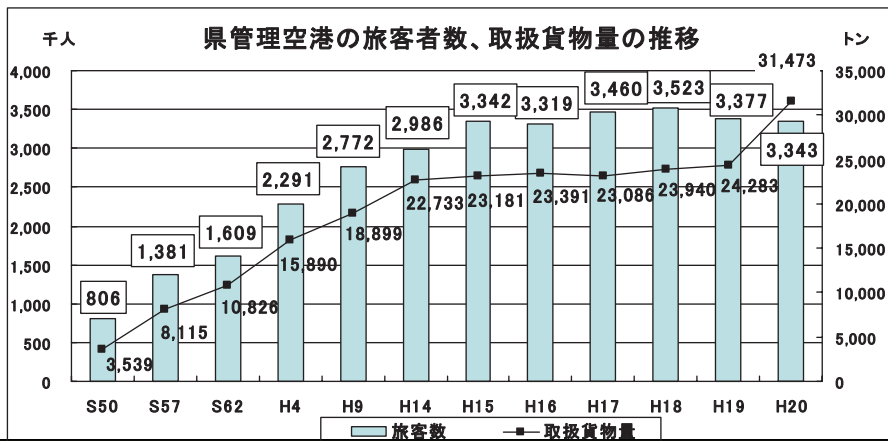
沖縄振興計画

高率補助制度等による
産業基盤の整備

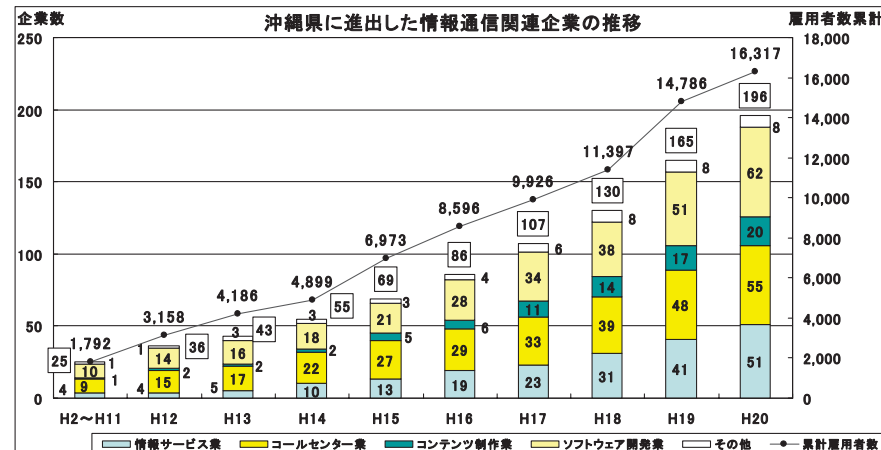
- 社会資本の整備が着実に進み県民の利便性が大きく向上
- 観光産業の伸びや情報通信関連産業の集積などに一定の成果



	S47	H20	倍率
○入域観光客数	44万人	605万人	13.8倍
○観光収入	324億円	4,365億円	13.5倍



	S50	H20	倍率
○旅客数	806千人	3,343千人	4.2倍
○貨物取引量	3,539トン	31,473トン	8.9倍



	H12	H20	倍率
○企業数	25企業	196企業	7.8倍
○累計雇用者数	1,792人	16,317人	9.1倍

II 沖縄県の産業構造と県民所得水準

- 沖縄県は、県内総生産、産業別従事者数ともに、第3次産業の割合が他府県と比べて高く、復帰後から上昇傾向が続く。その一方で、第1産業や第2次産業(製造業)は、減少傾向にある。
- 社会資本整備が重点的に行われてきたため、本県の建設業が占める割合は、高い水準で推移。しかしながら、近年の公共工事の減少により、建設業も減少傾向。
- 人口一人当たりの県民所得は、全国最下位のままで、東京都の半分以下の水準。

産業別県内総生産割合(九州6県平均との比較) ※福岡県除く
出所: 県民経済計算年報

	S47		H元		H19	
	沖縄	九州6県	沖縄	九州6県	沖縄	九州6県
第1次産業	7.3	13.8	3.6	7.0	1.8	3.4
第2次産業	27.9	28.7	21.4	29.2	12.1	23.8
(製造業)	10.9	15.4	6.4	17.9	4.5	17.9
(建設業)	16.4	12.1	14.6	10.8	7.4	5.6
第3次産業	67.3	60.2	77.8	66.6	90.1	75.6

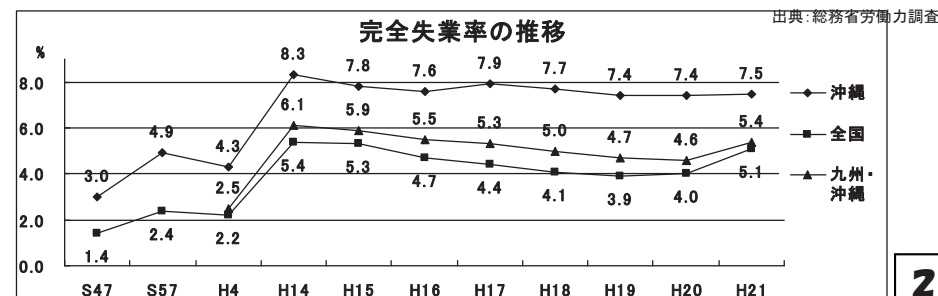
産業別就業者数(九州6県平均との比較) ※福岡県除く
出所: 国勢調査

	S47		H元		H19	
	沖縄	九州6県	沖縄	九州6県	沖縄	九州6県
第1次産業	13.9	27.4	9.3	16.1	5.9	10.9
第2次産業	20.8	23.2	19.8	26.1	16.3	22.3
(製造業)	8.0	14.0	6.3	15.7	4.9	12.4
(建設業)	12.7	8.8	13.4	10.2	11.3	9.8
第3次産業	65.3	49.5	70.7	57.6	76.3	66.1

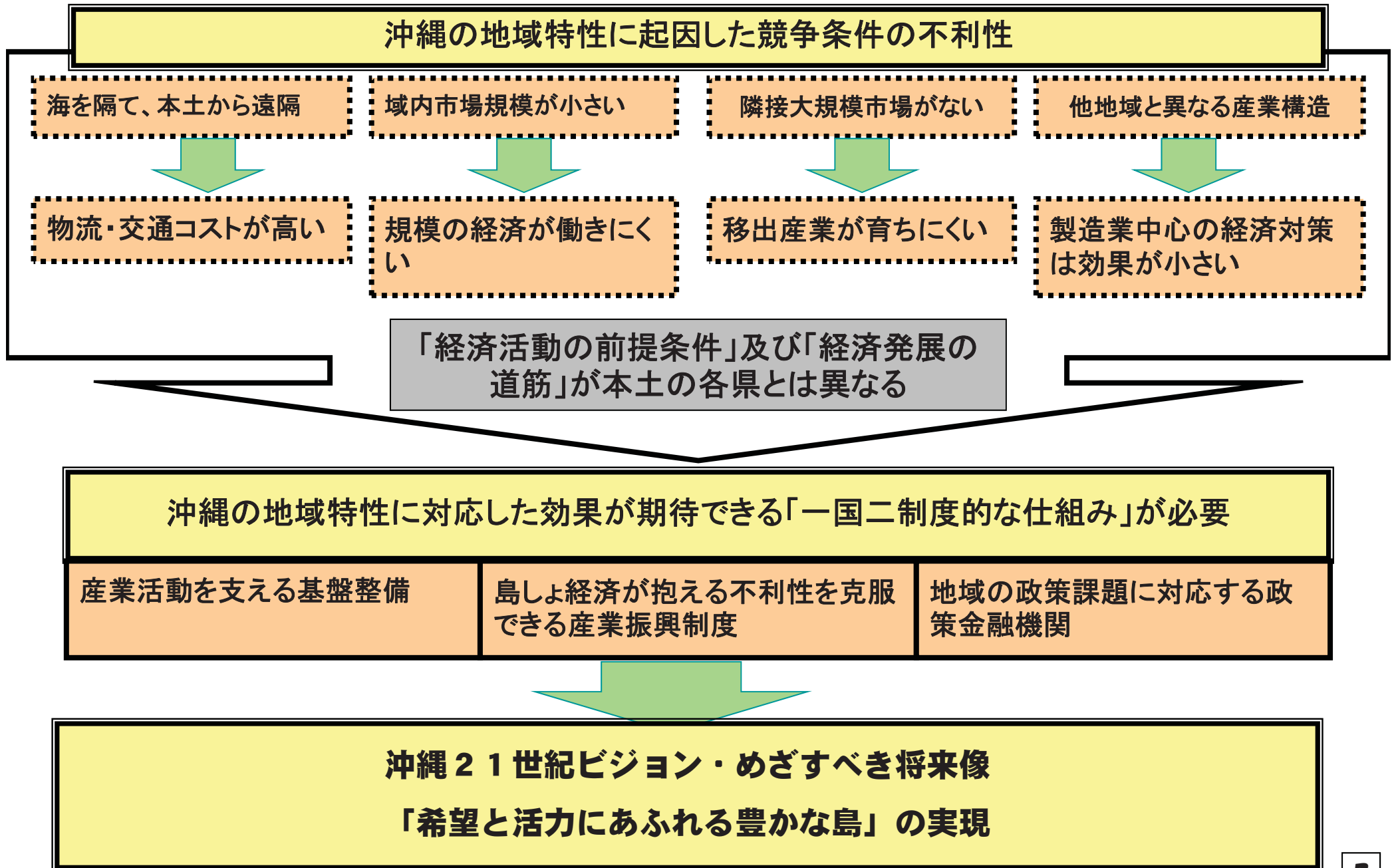
人口一人当たりの県民所得

	S50	S57	S62	H4	H9	H14	H15	H16	H17	H18	H19
(上位10位)											
東京都	1,567	2,727	3,565	4,260	4,301	4,251	4,310	4,341	4,497	4,559	4,540
愛知県	1,196	2,173	2,858	3,611	3,704	3,408	3,362	3,425	3,495	3,555	3,588
静岡県	1,079	1,848	2,431	3,047	3,149	3,254	3,216	3,236	3,332	3,388	3,384
神奈川県	1,143	2,098	2,672	3,393	3,446	3,205	3,198	3,177	3,219	3,267	3,284
三重県	1,074	1,747	2,217	2,948	2,944	2,894	2,942	3,005	3,102	3,173	3,229
(下位10位)											
青森県	849	1,409	1,830	2,368	2,488	2,277	2,221	2,198	2,207	2,459	2,433
北海道	1,058	1,706	2,079	2,597	2,780	2,615	2,567	2,562	2,507	2,491	2,408
岩手県	839	1,424	1,860	2,393	2,645	2,395	2,337	2,352	2,333	2,362	2,383
熊本県	937	1,572	1,987	2,455	2,627	2,288	2,275	2,233	2,301	2,324	2,381
鳥取県	952	1,614	1,960	2,478	2,638	2,388	2,381	2,398	2,341	2,427	2,364
鹿児島県	802	1,398	1,740	2,189	2,335	2,253	2,234	2,224	2,273	2,298	2,353
長崎県	838	1,426	1,740	2,184	2,405	2,193	2,157	2,126	2,153	2,155	2,191
宮崎県	815	1,401	1,729	2,152	2,324	2,221	2,209	2,203	2,145	2,123	2,152
高知県	927	1,570	1,816	2,311	2,389	2,265	2,232	2,146	2,106	2,169	2,114
沖縄県	826	1,363	1,735	2,057	2,137	2,065	2,051	2,002	2,040	2,045	2,049
全県計	1,118	1,898	2,415	3,083	3,187	2,960	2,947	2,952	3,001	3,037	3,059

(千円)
(順位は平成19年度の順位)
出典: 県民経済計算より



Ⅲ 経済合理的に不利な競争条件



IV 2020年の沖縄の産業振興イメージ



V 新たな産業振興制度について

着実な社会資本整備の進展により本土との格差は縮小したが、自立的発展に向けての歩みは道半ばである。このため、産業活動を支える基盤整備、島しょ経済の不利性を克服する制度及び政策金融機能の充実が必要。

第1 観光関連制度

1. ①国際観光推進制度及び②環境配慮型観光地形成支援制度の創設
2. ①観光振興地域制度及び②沖縄型特定免税店制度の拡充

第2 情報通信関連制度

- ①情報通信産業振興地域及び②情報通信産業特別地区の拡充

第3 金融業務特別地区制度

1. 現行制度の拡充
2. ①キャプティブ保険会社の設立に関する規制緩和
②海外企業向けの新たな取引所の創設に係る規制緩和等

第4 産業振興地域制度

- 「産業高度化地域制度」の拡充

第5 産業基盤関連制度

1. 海底ケーブルの取替・更新に関する財政支援制度の創設
2. 石油石炭税の免税措置に関する拡充(LNG(液化天然ガス)の対象追加)
3. 電気事業に関する現行制度の継続

第6 中小企業振興関連制度

1. ①中小企業経営基盤強化支援制度及び②経営革新支援制度の拡充等
2. 公庫業務の特例(ベンチャー出資)の継続

第7 沖縄振興開発金融公庫の存続

沖縄公庫の現行の機能及び組織形態の存続

第8 雇用関連制度

1. ①沖縄型雇用促進税制及び②沖縄雇用対策基金の創設
2. ①沖縄失業者求職手帳制度及び②地域雇用開発促進法の特例の継続

第1 観光関連制度

I 沖縄観光の現状(平成21年度実績)

- (1) 入域観光客数 569万人
(対前年度比: 4.1%減)
- (2) うち外国人観光客数 24万6千人
(対前年度比: 3.9%増)
- (3) 観光収入 3,778億3,200万円
(対前年度比: 12.1%減)
- (4) 観光客一人当たりの県内消費額
66,403円(対前年度比: 8.4%減)
- (5) 観光客の平均滞在日数
3.75日(対前年度比: 0.04日増)

II 課題と対策

- (1) 国内外における観光客数の増加
- (2) 観光資源の保全や活用等による持続可能な観光の実現
- (3) 付加価値の高い観光メニューの創出等による平均滞在日数及び観光収入の増加

多様な魅力溢れる世界水準の観光リゾート地を形成する

観光関連の新たな制度等

国内&海外観光客を増やす

持続可能な観光地を目指す

観光消費額を高める

新たな制度創設！

沖縄観光リゾート特区

①

新

国際観光推進制度

外国人観光客誘致進

- ・国内線の航空機燃料税、国際・国内線の着陸料・航行援助施設利用料の全額免除
- ・ビザ緩和(MICE、ウエディング、医療目的)等

②

新

環境配慮型観光地形成支援制度

環境配慮型観光促進

- ・沖縄型エコツーリズムへの支援
- ・観光関連事業者の環境配慮の取組みへの支援等

③

拡充

観光振興地域制度

観光施設投資促進

- ・法人税額控除の適用要件の緩和
- ・税制上の優遇措置の対象施設の拡充等

④

拡充

沖縄型特定免税店制度

ショッピング観光促進

- ・内国消費税免除
- ・関税免除適用上限額撤廃
- ・クルーズ客適用等

目標達成

沖縄21世紀ビジョン

世界水準の観光リゾート地
—観光客1千万人&観光収入1兆円—

新成長戦略
～観光立国・地域活性化～

1. 国際観光推進制度の創設

(制度提言内容)

(1) 税の特例等

- ① 国内線の航空機燃料税、国際・国内線の着陸料・航行援助施設利用料の全額免除

(2) 規制緩和

- ① MICE、ウェディング、医療等を目的としたビザ制度の要件緩和
- ② 留学在留資格の就労要件の緩和（週28時間の就労制限など）
- ③ 輸出物品販売場における消費税免税対象商品の拡大及び申請手続きの簡略化
 - ・商品の拡大：食料品、化粧品、飲料等の追加
 - ・申請手続きの緩和：テナントごとの申請から店舗単位での申請

(3) 財政措置

- ① 誘客プロモーション及び受入体制の整備等にかかる支援制度の創設
- ② 国際観光の推進にかかる人材育成に対する支援制度の創設
- ③ 国際観光都市を構築するための施設整備（大規模MICE開催施設、空手道会館、サッカー場等）に対する支援制度の創設
- ④ 国及びその他団体の主催する国際会議の開催及び誘致支援

(期待される効果)

- 入域外国人観光客の増大
- 安定した財源による計画的な外国人観光客の誘客強化及び受入体制の整備の推進
- 富裕層や医療目的の訪日客等による観光消費額の増大
- 通訳ガイドの人材不足の緩和、観光関連施設等におけるサービスの向上
- 消費税が免税となる県産土産品の拡大と輸出物品販売場の増加による県内経済の活性化

2. 環境配慮型観光地形成支援制度の創設

(制度提言内容)

(1) 財政措置

① 沖縄型エコツーリズムへの財政的支援制度の創設

- ・市町村、ボランティア団体、観光関連事業者等の行う持続的観光振興の取組(サンゴ移植、オニヒトデ駆除、利用ルールの策定等)に対する財政的支援
- ・市町村、ボランティア団体、観光関連事業者等の行う環境配慮型の施設整備等(木道、エコトイレ、駐車場等)に対する財政的支援

② 観光関連事業者における環境配慮の取組み(太陽光発電設備、電気自動車等)に対する財政的支援制度の創設

③ 環境収容力に配慮したゾーニング設定等による観光資源の保全・活用等にかかる取組みに対する財政的支援

連携

(関連する他制度)

環境・エネルギー分野

1. 自然環境の保全・再生支援制度
: 海域・陸域を含めた自然環境の保全・再生を推進
2. 循環型社会の構築促進制度
: 環境関連産業への各種税制の優遇や離島の3R促進支援等による地域循環システムの確立
3. 再生可能エネルギー等導入促進支援制度
: 世界の環境フロンティア及び地球温暖化対策の先進的モデルとなる「低炭素島しょ社会」を実現する

交通体系分野

1. 沖縄鉄道等の整備
: 北部圏域に至る新たな公共交通システムの導入による沖縄本島内の均衡ある発展

風景・まちづくり分野

1. 沖縄らしい風景・まちづくり制度
: 沖縄らしい風景の保全・再生・創出を図り、誇りと愛着のある地域の実現

(期待される効果)

○観光地のみならず県全体で環境保全を図り、環境に配慮した世界水準の沖縄観光を実現

3. 観光振興地域制度の拡充

(制度提言内容)

(1) 法人税額控除の適用要件の緩和

- ①機械・建物等の取得価格 5千万円以上 → 1千万円以上
- ②当該年度の法人税額からの控除率
 - ・建物等 取得価格×8% → 20%
 - ・機械・装置 取得価格×15% → 50%
- ③控除限度額 法人税額の20% → 100%
- ④当該年度の控除限度額を超える額の繰越期間 4年 → 10年

(2) 税制上の優遇措置の対象となる施設の追加

- ①現在の対象施設：スポーツレクリエーション施設、教養文化施設
休養施設、集会施設、販売施設
- ②追加施設：宿泊施設、結婚式場、会員制ゴルフ場など

(3) その他の適用要件の緩和

- ①面積要件の緩和
 - ・特定施設の部分が建物の床面積の1/2以上 → 1/3以上
- ②会員制施設の除外要件を廃止

(4) 資金の確保等その他

「資金の確保等」、「公共施設の整備」、「国等の援助」については継続

(期待される効果)

- 観光関連施設のより一層の集積
- 特定民間観光関連施設の新・増設等の促進

4. 沖縄型特定免税店制度の拡充

(制度提言内容)

(1) 免税制度の拡充

- ① 関税の免除に加え、内国消費税の免除を追加
- ② 関税免税適用上限額20万円の廃止

(2) 規制緩和の拡充

- ① 免税対象者に海路で出域する旅客を追加
- ② 特定販売施設(空港外施設)の面積要件※を満たした既設置者に対し、2店舗目からの面積要件を免除
※面積要件: 小売施設と飲食施設の床面積合計1万㎡以上及び免税販売店舗面積合計5千㎡以上
- ③ 保税蔵置場間の物品搬入手続きの簡素化
(現在、保税蔵置場は2カ所あり、物品を蔵置場間で移送させる場合は再度税関での手続きが必要)
- ④ 関税免税適用購入者の氏名、航空便名以外の個人情報(住所等)の申告免除

(期待される効果)

- 価格優位性の向上及び免税対象者追加等による誘客効果により、入域観光客数の増加及び観光収入の増大
- 新店舗展開等による雇用機会の拡大

世界水準の観光リゾート地の形成を目指して(関連する他制度)

